

第五十八回 参議院 大蔵委員会 會議録 第十号

昭和四十三年四月二日(火曜日)

午後一時九分開会

出席者は左のとおり。

委員長 青柳 秀夫君

理事 植木 光教君
小林 章君
柴谷 要君

委員

青木 一男君
伊藤 五郎君
大竹平八郎君
大谷 賢雄君
藤田 正明君
木村禮八郎君
田中寿美子君
戸田 菊雄君
野上 元君
野溝 勝君
二宮 文造君
瓜生 清君
須藤 五郎君

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

政府委員 大蔵政務次官 二木 謙吾君
大蔵省主計局長 相沢 英之君
大蔵省理財局長 鳩山威一郎君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員 大蔵大臣官房財務調査官 細見 卓君

本日の會議に付した案件

○所得に対する租税に関する二重課税回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案(第五十五回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 デンマークとわが国との二重課税の回避のための特例法、この問題についてはなしに、関連がございますので、二、三質問をいたしたいと思ひますが、隣国である韓国との租税条約締結交渉が昨年来持たれてきておられるわけですが、一体その交渉経過の見通しはどうなっているのか、まずこれを聞きたいこと。

それから、昨年来、日本商社は、課税問題で韓国の税務当局との間にたごたごたを起しておられるけれども、現在政府間の話し合いは一体どうなっておられるのか。このごたごたの問題が解決しておられるのか、この点についてまず最初に承りたいと思ひます。

○説明員(細見卓君) お答え申し上げます。

日韓の租税条約につきましては、私も最も密接な経済関係のある韓国との間に租税条約をつくりたいことは、いま御指摘の韓国におきます日本商社の課税問題が発生しておられるからでもあり

ますので、一番大事な問題としてずっと取り組んでまいっておるわけでありまして、なかなか現在のところ、確たる見通しというものはございませぬ。ただ、しかし、私どもの交渉におきましても、あるいは、また、過去二回に行なわれまして日韓閣僚協議会におきまして、この問題を閣僚のペースで取り上げていただいておりますので、事態は漸次好転いたしております。ただ、何といたしまして、韓国は租税条約を結びますのが建国以来初めてということ、どういふ形の条約を結んだらいいのかわからないことについても、まだ確たる成案を得ておられないのでありまして、そういうものも、まあ日本とのたび重なる予備交渉、あるいは、また、米國とも交渉をやっておるやに聞いておりますので、そういうものを通じまして、およそ租税条約に関する国際慣習というふうなもの、どういふものかということが漸次わかつてまいりつつあるようでありますので、私どももいたしましては、この問題の将来も、交渉を開始いたしましたところに比べますと、かなり明るくなつておるのではないと思ひます。なお、この六月ごろにはソウルに私どもの代表が参りまして、なお引き続き交渉をいたし、そのあと予想されます閣僚協議会においてもこの問題をさらに強力に推進してまいるといふふうに、政府の中で大体の話し合いがつかつております。

なお、第二点の、韓国の商社の課税の問題でございますが、日本の商社に対しては課税の問題が起りましたのは三十九年の九月でございます。そのときにまあ日本は、御案内のように、日本商社は、韓国におきます商社としての地位をまだ登録されておらなかつたわけでありまして、にもかかわらず、韓国国税当局は日本商社における活動をとらえまして、これに課税をしまつたわけでありまして、その結果、三十七年から三十八

年、あるいは三十九年程度の課税、もちろんこの課税もかなり額が大きいので、日本側としては問題ではあつたのでありますが、さらにその次の四十年一月から九月におきましては、一挙に従来の税額の十倍程度を課税されるというふうなことになるまして、これではとてもたいへんだということ、一応税は払つてはおりますが、この四十年一月から四十一年の九月にかけます税金については、いま訴訟を起しております。どういふ点が問題になつておるか申しますと、法人税につきましては、いわゆる実査といひますが、直接調査してその企業におきます収益の状態を調べるのではなくて、韓国側が一方的に持つておられる一種の所得率とでもいひますが、利益率といふものさしを持つてまいりまして、当初それは商社に対して一三〇という程度の、非常にわれわれから考えれば常識外の数字であつたわけでありまして、それが四十年になりますと三・一〇にまで下がつております。しかしながら、これにいたしましたも、日本の商社の営業の実態を私どもが調査いたします限りは、とても三〇程度にみんなの平均利益がなるというわけにはいかないわけで、私どもは、この問題に関しては、強く韓国当局に対して、日本商社の実態を調べて、実態に即したそういう認定課税じゃないものをやつてくれ、そうして、その結果、所得のあるものについては当然払うべきであるが、しかし、所得がないものを推定されては困るではないかということを強く申し入れてまいつたわけでありまして、この四十年十月から四十二年三月までの事業年度におきます法人税につきましては、わずか三社だけでございますが、とりあえず実査をいたしております。この実査の率で申しますと、〇・八とか〇・九とかという程度の利益率に韓国側が調べてもなつております。ところが、それ以外の商社に

つきましては、一応一・九四という程度の利益を推定して課税しておるわけで、いま申しましたことから明らかでありますように、調べれば一・〇以下の数字である、それが一・九とか二に近いような利益率で課税されるということは、あくまで私どもとしては不当な取り扱いであるというふうに考へまして、いまなおこの問題については、課税の適正化と申しますか、実態に即した課税を行なうように強く私どもも申ししておりますし、また、閣僚ベースにおきましても強く申し入れておるわけでございます。

それから、もう一つは、営業税が問題でございまして、これにつきましては、日本の昔にありまして、いろいろな営業税が韓国に行なわれておるわけでありまして、この営業税をかけるにあたりまして、日本の商社の業態を御売りと向こうは見ておるわけでありまして、私どもは、これは全くの韓国にある支店について、申す限りでは、コミッション・マーチャントで、手数料収入をやつておる商社ということで、この点も強く申し入れておるわけで、以上二点が商社の課税に対して日本政府が申し入れておる事柄であります。

○柴谷要君 第二問目は、ただいま説明がちょっとなされましたけれども、現在申告に基づいて実質課税されておるのはわずかに三社、それで、残りの十一社には韓国税務当局が見込んだ法人税認定利益率一・九四％に基づいて認定課税をされておる、こういうことになっておると思うのですが、この問題をめぐつての交渉経過は一体どういうふうになっておるか、それから、申告に基づいた実質課税を認められておる三社というのは一体どこの社か、それから、残された十一社というのは一体どこの社か、それがわかたらひとつその社を教えてください。

○説明員(細見卓君) まず会社の名前を申し上げます。これはあるいは申し上げることは適當であるかどうかわかりませんが、個々の会社の利益ではないと思ひますので申し上げます。安宅、住友、三菱の三社がいま申し上げた実質課税を受け

ております。それから、したがひまして、残りは伊藤忠、岩井、兼松、江商、丸紅、東食、東綿、豊田、日綿、日商、野村、三井というような会社になっております。この実態に即した課税ということにつきましては、先ほどもちょっと申し上げましたように、実際に調べれば一％下回る所得率になるわけでありますので、韓国側に対しまして、再三にわたりました、私どもだけでは足りないものですから、あるいは総理から日本へ韓国の副総理が見えたときに強く申し入れていただくとか、あるいは、また、大蔵大臣から向こうの大蔵大臣に強く申し入れるというようなことをいたしたと、とにかく、ある所得に対しては税は払うのですが、単なる認定によつて税を払うということ、あくまで日本政府としても、日本商社に対して、立場上、そういう税を払うべきだということ、は言えないのだというのを強く申し入れて、なお、この点については明年度、この事業年度以後につきましても、全部の商社について、実態に即した課税をするということを約束しておりました、既往分についてどうするかということについては、この六月あたりにもう一度交渉いたしますときの議題にならうかと思つております。

○柴谷要君 どうも韓国との交渉は、租税問題だけではないに、すべての交渉の過程において韓国がどうも背伸びをし過ぎている、それに対して日本国は、何かはれもの過ぎておるが、ごとき扱ひをしておるような感じがするわけです。これは外交面におけるいろいろな問題があるかと思ひますけれども、韓国をしてこのような状態をいつまでもさせておく、こう思うのです、この問題については、一体いつごろまでに解決のめどをつけられるのか、それを簡単にひとつ御説明願ひたい。これはもちろん外務省といろいろ話し合ひの上でなければできないと思ひますが、解決のめどをつけられるのか、その見通しについてひとつ簡単に答弁してもらひたい。その次に、もう一問ありますから。

○説明員(細見卓君) いまの問題は外交上の問題でございまして、相手のあることでございまして、確たることはなかなか申し上げかねるかと思ひますが、いままで二回の交渉を持っておりまして、第三回目の交渉を本年六月ごろにソウルにおいてとり行なう予定にして、そのあと八月、あるいは九月に予定されます日韓定期閣僚協議会において最終的な大筋を取りきめていただく、そういうことになれば、あとは時間の問題で解決ができるのではないかと思ひますが、最終的な取りきめは、骨格をきめるというところがもめておりますので、その点は閣僚協議会に期待しておるわけでございます。

○柴谷要君 では、最後に、日豪両国間の交渉も二月にキャンベラで持たれておる、これをまず伺いたい。それから、現在、船会社は企業収益が赤字であるにもかかわらず、運輸所得には運賃収入の二％が課税をされておる、こういうことは非常に矛盾ではないかと思ふ。早期の租税条約の締結が望まれる理由といふものはそこにあると思ひますが、これらの点をどう考へているのか、早期妥結の方向に向かつて話を進められるのか、現状のまま当分いかざるを得ないのか、この点をひとつ説明願ひたいと思ひます。赤字であるのに運輸所得として運賃収入に二％かけるなんというところは、これは早く解消してやらぬとたいへんなことだと思ふ。この点についてひとつ説明されたい。

○説明員(細見卓君) まさに御指摘の点が日豪におきます租税条約を早期締結する必要の最たる理由であつたわけであります、そういうことで、この二月に第一回の交渉を持ったわけでありますが、幸い大筋について了解を得ることができました、いまの船舶、航空機に関する所得につきましても、相手国は商船隊の建造中であるというようなど、かなり交渉は難航はいたしたのでございしますが、しかし、どのような二国間の租税協定におきましても、船舶とか航空機の所得をどういうふうに課税するか、これはまさに水かけ論に終

わるところで、そういう意味で大体相互に免除し合うというのが原則になっております。豪州は、幸いにこの原則について了承をいたしておられますので、近く今月下旬ないし五月上旬において向こう側が最後の対案を持って交渉に参りますので、そこで、政府としては、問題の船舶所得に対する課税を含めまして、相互の合意に達し得るものと確信しておる次第でございまして。

○委員(青柳秀夫君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員(青柳秀夫君) 速記をつけて。
他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。――別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とデンマーク王国との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。
〔賛成者挙手〕
○委員(青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。
なお、本院規則第七十二条により、議長に提出する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員(青柳秀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(青柳秀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(青柳秀夫君) 国債整理基金特別会計法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○柴谷要君 本格的な質疑は後日に譲るとして、きょうは、一問だけ質問しておきたいと思っております。というのは、ほかでもありませんけれども、国債整理基金特別会計法を早急に改正しなければならぬという理由は一体何か。これ一つだけ聞いてきょうはこの質疑を終わっておきたいと思っております。

○政府委員(相沢英之君) 四十一年度から本格的な公債の発行へ進むという事態を迎えたわけでございますが、公債政策に対する国民の理解と信頼を得、かつ、公債政策の健全性を確保するためには、政府として、単に公債発行についての節度を守るだけではなく、公債償還についても、その節度ある運営をはかり、公債を租税等の一般財源で償還していくことのきちんとした考え方なり仕組みなりを確立しておくことが必要だと考えられたのでございます。しかし、現在におきましては、国債整理基金特別会計に対する財源繰り入れの制度につきましては、かつての公債償還に對する一定割合の繰り入れ制度は昭和二十八年に停止されて以来、一般会計は、財政法六条の規定に基づきまして、決算上の剰余金の二分の一を下らない額を翌々年度までに公債償還財源に充当するということが義務づけられているにとどまっておったわけでございます。しかし、剰余金が相当に出ておりました従来の時代ですとこれでも差しつかえないということでもございましたが、公債発行下におきましては、もはや従来ほどの多額の剰余金は期待できません。それで、この制度のままにしておいては、節度ある公債政策の一環としての減債制度というにはきわめて不十分な面があると考えられたわけでございます。公債に對します償還財源をある程度平準的に国債整理基金特別会計に繰り入れるということも一つのねらいでございます。

以上のような理由から、今回減債制度を改正いたしましたので、その充実強化をはかることとした次第でございます。

○委員長(青柳秀夫君) 本法案に対する質疑は、本日はこの程度といたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十九分散会

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(第二九八二号)(第二九八三号)(第二九八五号)(第二九八八号)(第二九九九号)(第三〇〇五号)(第三〇一二号)(第三〇二二五号)(第三〇二四号)(第三〇二五号)(第三〇二六号)(第三〇二五三三号)(第三〇二五四号)(第三〇二五五号)(第三〇二五六号)(第三〇二九〇号)(第三〇九一〇号)(第三〇九二二号)(第三〇一〇五号)(第三〇一〇六号)(第三〇一三二二号)
- 一、中小零細企業に対する融資制度に関する請願(第二九八四号)(第三〇〇〇号)(第三〇〇〇号)(第三〇〇二号)(第三〇〇二七号)(第三〇〇二八号)(第三〇〇二九号)(第三〇〇三〇号)(第三〇〇三二号)(第三〇〇三三号)(第三〇〇三四号)(第三〇〇三七号)(第三〇〇三八号)(第三〇〇三九号)(第三〇〇四〇号)(第三〇〇四二号)(第三〇〇四三号)(第三〇〇四四号)(第三〇〇四七号)(第三〇〇四八号)(第三〇〇四九号)(第三〇〇五〇号)(第三〇〇五二号)
- 一、旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願(第三〇七六号)(第三〇七七号)(第三〇七八号)(第三〇七九号)(第三〇八〇号)(第三〇八一号)(第三〇八二号)(第三〇八三号)(第三〇八四号)(第三〇八五号)(第三〇八六号)(第三〇八七号)(第三〇八八号)(第三〇八九号)

第二九八二号 昭和四十三年三月十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 長崎県大村市一ノ郷六六二 藤本 寅雄外百二十名

紹介議員 石木 茂君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八三号 昭和四十三年三月十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(四通)

請願者 長崎市筑後町一〇ノ一九 東原英 章外六百三名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八五号 昭和四十三年三月十五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 秋田県由利郡島海村上笹子 井岡 利夫外四十一名

紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八八号 昭和四十三年三月十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 秋田県由利郡岩城町内道川字八幡 前八一 今野タケ外百七十七名

紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九九九号 昭和四十三年三月十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三通)

請願者 千葉県八日市場市高六二 石井宝 外三百二名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇〇五号 昭和四十三年三月十六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三通)

請願者 鹿児島県姶良郡姶良町東鎌田八二 外山義治外三百五十二名

紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(七通)

請願者 京都府宇治市開町二ノ三 山根 初子外千二百九十九名

紹介議員 大橋 和孝君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇二三号 昭和四十三年三月十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 群馬県渋川市石原一七二 佐藤信 行外九十九名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇二四号 昭和四十三年三月十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 島根県浜田市清水町 福本昭子外 百六十九名

紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇二五号 昭和四十三年三月十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三通)

請願者 岡山県邑久郡邑久町下山田 是信 俊雄外七百四十二名

紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇二六号 昭和四十三年三月十八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(五通)

請願者 長崎県市上小島町四五二 中島静外 六百二十四名

紹介議員 達田 龍彦君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇二五三号 昭和四十三年三月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

請願者 福岡県筑後市長浜二、三二二 本
村瑞穂外九十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇五四号 昭和四十三年三月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三
通)
請願者 東京都調布市富士見町二ノ一〇
佐藤良子外三百十五名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇五五号 昭和四十三年三月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(三
通)
請願者 京都府相楽郡木津町内田山三五
牧野基久外五百三十名
紹介議員 藤田藤太郎君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇五六号 昭和四十三年三月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(六
通)
請願者 群馬県前橋市昭和町三ノ一四ノ一
鈴木光雄外六百五名
紹介議員 伊藤 顕道君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇九〇号 昭和四十三年三月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 東京都新宿区中井一ノ四ノ一四
斎藤和子外五十名
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇九一号 昭和四十三年三月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 秋田県由利郡金浦町一四 大江

啓治外百三名
紹介議員 沢田 政治君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇九二号 昭和四十三年三月十九日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(四
通)
請願者 福島県郡山市本町二ノ二四ノ一二
遠藤修外百二十名
紹介議員 村田 秀三君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇九五号 昭和四十三年三月二十一日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 東京都武蔵野市吉祥寺南町一ノ一
〇ノ九 伊藤重雄外四十九名
紹介議員 岡田 宗司君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三〇九六号 昭和四十三年三月二十一日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願(二
通)
請願者 千葉県香取郡山田町仁良四九〇ノ
一 金井喜代子外二百六名
紹介議員 加瀬 完君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三一三二号 昭和四十三年三月二十一日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 秋田県由利郡仁賀保町平沢 鈴木
正一外九十九名
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第二九八四号 昭和四十三年三月十五日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(四
十八通)
請願者 東京都八王子市高尾町一、五九九
阿竹宗樹外二百八十二名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇〇〇号 昭和四十三年三月十六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 神戸市垂水区塩屋町字垣ノ内一五
六 石原己好外九名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇〇一号 昭和四十三年三月十六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(七
通)
請願者 東京都江東区北砂四ノ二六ノ八
大島武男外五十一名
紹介議員 片山 武夫君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇〇二号 昭和四十三年三月十六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(七
通)
請願者 石川県石川郡美川町字蓮池町オ一
一 山本静作外六十九名
紹介議員 高山 恒雄君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇〇三号 昭和四十三年三月十六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(八
通)
請願者 愛媛県松山市山越町一、〇九九ノ
一一 青井勇外七十三名
紹介議員 中村 正雄君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇〇四号 昭和四十三年三月十六日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(十
七通)
請願者 佐賀県鹿島市執行分 広瀬真人外
百六十四名

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇二七号 昭和四十三年三月十八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 静岡県沼津市下香貫宮脇三三七ノ
九 大場信介外八百九名
紹介議員 松永 忠二君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇二八号 昭和四十三年三月十八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 鳥取市相生町四丁目 山本吉子外
三百七十九名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇二九号 昭和四十三年三月十八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(五
通)
請願者 広島県佐伯郡宮島町六〇七 吉村
重美外千六百五十五名
紹介議員 松本 賢一君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇三〇号 昭和四十三年三月十八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(七
通)
請願者 兵庫県尼崎市森伊佐子一九九ノ一
塩出滋孝外三千七十六名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇五二号 昭和四十三年三月十九日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願(六
通)
請願者 広島県安芸郡府中町三、〇八九
寺田能子外千七百五十三名
紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三〇七六号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、七二四
清水亀千代外十三名

紹介議員 大河原一次君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七七号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一四、七八〇
山田近美外三十名

紹介議員 大倉 精一君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七八号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、八一七
野村東洋子外十三名

紹介議員 大矢 正君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇七九号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市東伊那五、三三〇
市村重実外十三名

紹介議員 加藤シヅエ君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八〇号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一〇、一七六
ノ一 気賀沢千文外十三名

紹介議員 亀田 得治君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八一号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市中沢一〇、五四九
宮下あさ江外十三名

紹介議員 木村禮八郎君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八二号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、〇二五
金田伊佐男外十三名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八三号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市下平三、八八一
中城明雄外十三名

紹介議員 松永 忠二君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八四号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 長野県駒ヶ根市赤穂一、〇四三
中塚孝幸外十三名

紹介議員 光村 基助君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八五号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市谷川町三ノ三五 川崎良賢

外十三名
紹介議員 木村美智男君
この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八六号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎山下原町二二ノ六 原口護
外十三名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八七号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎県宮崎郡田野町乙九、一六一
矢野義人外十三名

紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八八号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市大字恒久二、九一一 太田
裕子外十三名

紹介議員 中村 波男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

第三〇八九号 昭和四十三年三月十九日受理
旧軍用爆発物による釧路市立小学校被災児童の補償に関する請願

請願者 宮崎市老松通一ノ六ノ三三 川崎
浩康外十三名

紹介議員 中村 英男君

この請願の趣旨は、第四七六号と同じである。

昭和四十三年四月六日印刷

昭和四十三年四月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局